

東京都入院時食事療養支援金実施要綱

制定 令和6年4月30日付6保医医政第75号

(目的)

第1条 病院及び有床診療所（以下「病院等」という。）の食材料費の高騰による負担を軽減し、チーム医療を推進する病院等を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

(事業内容)

第3条 都内に開設している病院等（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に定める保険医療機関に限る。）に対し、食材料費の高騰に対応するための支援金を交付する。ただし、都が開設している病院等を除く。

(その他)

第4条 本事業の施行に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。